お客さま各位

北海道信用漁業協同組合連合会

「デビットカード取引規定」等の一部改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊会では、お客さまとのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、デビットカードによる「キャッシュアウト取引」サービスが追加となったことに伴う「デビットカード取引規定」の一部改定及び、「当座勘定規定」の軽微な内容修正に伴う一部改定を実施しますのでご案内いたします。

改定内容のご確認を希望されるお客様におかれましては、当店窓口にお申し付けください。

記

1 改定概要

- (1) デビットカード取引規定
 - ①デビットカードによるキャッシュアウト取引 (キャッシュアウト加盟店において、貯金 口座から支払いし、現金の交付を受ける取引)サービス追加による改定
 - ②キャッシュアウト取引追加による項番変更

項目	変更前	変更後
公金納付	第2章	第3章
管理	第3章	第4章

(2) 当座勘定規定

①軽微な修正(32条以降の「以上」の重複を修正)

2 改定日

令和6年10月1日(火)

以上

当座勘定規定 新旧対照表

旧(改定前)
1 (当座勘定への受入れ) ~32 (規定の変更等) (省略)
<u>以 上</u>
【小切手用法】 (省略)
【約束手形用法】(省略)
【為替手形用法】(省略)
以上

デビットカード取引規定 新旧対照表		
新(改定後)	旧(改定前)	
第2章 キャッシュアウト取引		
1 (適用範囲)		
<u>次の各号のうち、いずれかの者(以下「CO加盟店」といいま</u>		
<u>す。)に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販</u>		
<u>売または役務の提供等(以下、本章において「売買取引」といい</u>		
<u>ます。)および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該</u>		
現金の対価を支払う取引(以下、「キャッシュアウト取引」とい		
います。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下、「		
対価支払債務」といいます。)を当該カードの貯金口座から貯金 の引落し(総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含		
の引者と、総合は産収引殊定に盛って当座員機による引者とき自 みます。)によって支払う取引(以下、「COデビット取引」と		
いいます。)については、この章の規定により取扱います。		
(1)協議会所定のキャッシュアウト加盟店規約(以下、本章に		
おいて「規約」といいます。)を承認のうえ、協議会にCO		
直接加盟店として登録され加盟店金融機関と規約所定のCO		
直接加盟店契約を締結した法人または個人(以下、「CO直		
接加盟店」といいます。)であって、当該CO加盟店におけ		
るCOデビット取引を当組合が承諾したもの。		
(2) 規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接 加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加		
<u>加温店 </u>		
(3) 規約を承認のうえ協議会にCO任意組合として登録され、		
加盟店金融機関とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組		
合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、		
<u>たもの。</u>		
2 (利用方法等)		
(1)カードをCOデビットカード取引に利用する時は、自らカ		
ードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を 備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせ		
<u> </u>	<u>(追加)</u>	
一ドを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債		
務の金額を確認した上で、端末機にカードの暗証番号を第三		
者(加盟店の従業員を含みます。) に見られないように注意		
<u>しつつ自ら入力して下さい。</u>		
(2)次の場合には、COデビット取引を行うことはできません。		
①停電、故障等により端末機による取扱ができない場合		
②1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最 高限度額を超える場合、または最低限度額に満たない場合		
(3)次の場合には、カードをCOデビット取引に利用すること		
<u>はできません。</u>		
よる払戻金額を含みます。)が、当信漁連(組合)が定め		
<u>た範囲を超える場合</u>		
<u>②当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末</u>		
機に入力した場合		
③カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破 損している場合		
④そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを		
当組合が認めていないカードの提示を受けた場合		
⑤COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断され		
<u>る場合</u>		
<u>(4)購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店が</u>		
COデビット取引を行うことができないものと定めた商品ま		
たは役務等に該当する場合には、COデビット取引を行うこ		
とができません。		
(5) C O 加盟店において C O 加盟店の業務を行うために必要な		
量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約 に基づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カー		
に基づいてイヤッシュアット取引を担配する場合には、カー ドをキャッシュアウト取引に利用することはできません。		
<u>」でもインシュノフト*Xリローが用することはくこみせん。</u>		

新(改定後)

旧(改定前)

- (6) 当組合がCOデビット取引を行うことができないと定めて いる日または時間帯は、COデビット取引を行うことはでき ません。
- (7) C O加盟店によって、C Oデビット取引のために手数料を 支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の 支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。
- (COデビット取引契約)
- (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に 口座引落確認を表す電文が表示されない事を解除条件として、 加盟店との間で売買取引債務を貯金口座の引落しによって支 払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいま す。)が成立するものとします。
- (2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
 - ①当組合に対する対価支払債務相当額の貯金引落しの指図および当該指図にもとづいて引き落とされた貯金による対価支払債務の弁済の委託。 なお、貯金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ②CO加盟店金融機関、CO直接加盟店またはCO任意組合 その他の協議会所定の者(以下本条において「譲受人」と 総称します。)に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡 に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。 なお、当組合は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領 します。
- (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に 関してCO加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、 売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による 消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の 金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支 払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指 します。
- 4 (貯金の復元等)
 - (1) C O デビットカード取引により貯金口座の貯金の引落しがされた時は、C O デビット取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せて C O デビット取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、C O 加盟店以外の第三者(C O 加盟店の特定承継人および当組合を含みます。)に対して引落された貯金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当組合に対して引落された貯金の復元を請求することも出来ないものとします。
 - (2)前項に係らず、COデビット取引を行ったCO加盟店に <u>ドおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参し</u> 引落された貯金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO 加盟店がこれを受けて端末機から当組合に取消しの電文を送 信し、当組合が当該電文をCOデビット取引契約が成立した 当日中に受信した場合に限り、当組合は引落された貯金の復 元をします。CO加盟店経由で引落された貯金の復元を請求 <u>するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかま</u> たはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして 信する事が出来ないときは、引落された貯金の復元はできま せん。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデ ビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一 <u>部を解消することはできません(売買取引とキャッシュアウ</u> <u>ト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビ</u> ット取引契約を解消することもできません。)。
 - (3)第1項または前項において引落された貯金の復元等が出来ない時は、加盟店から現金により返金を受ける等、CO加盟店との間で解決して下さい。
 - (4)第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引および COデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみ を解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を 受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてくださ
 - (5) COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

(追加)

デビットカード取引規定 新旧対照表

新(改定後)

旧(改定前)

(追加)

(6) COデビット取引においてカードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当組合が交付したものとして処理をし、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して引落しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、この引落しが偽造カード・変造カードまたは盗難カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について本人の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、この限りではありません。

(COデビット取引にかかる情報の提供)

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、 貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等 が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提 供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を協 議会および加盟店金融機関に提供する場合があります。また、苦 情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適 切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情 報を協議会および加盟店金融機関に提供する場合があります。

6 (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、同規定第7条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビット取引」と、同規定第7条第1項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびCOデビット取引をする場合」と、同規定第9条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「COデビット取引をした場合」と、同規定15条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第3章 公金納付

第<u>4</u>章 管理

第2章 公金納付

第<u>3</u>章 管理